

# 大切なふるさとと仙北市を応援したい

## ～ふるさと納税制度がスタートしました～

地方公共団体に寄付をした場合、個人住民税・所得税が一定額まで控除される「ふるさと納税制度」が始まりました。仙北市では、ふるさとを応援していただける方々からの寄付を積み立てる「ふるさと仙北応援基金」の創設を予定しています。

### ◆ふるさと納税とは

ふるさとに直接納税するのではなく、ふるさとの地方公共団体に寄付をした場合、その一部が個人住民税・所得税から控除される(税金が安くなる)制度で、結果として税額の控除された額がふるさとに納税したと同様の結果となるものです。

地方公共団体(都道府県・市町村・特別区)に対して、5,000円を超える寄付をした場合、その5,000円を超える部分が、「寄付した年分の所得税」と「翌年度分の個人住民税」から寄付金控除されます。(ただし、個人住民税所得割の1割を限度とするなど、一定の制限があります)

「ふるさと納税制度」とされていますが、どの地方公共団体への寄付でも対象となります。出身地でなくとも構いません。また、仙北市民が仙北市に対して行う寄付も対象です。

寄付金控除を受ける場合は、寄付を受けた地方公共団体が発行する「寄付を証明する書面」を添付して、確定申告をする必要があります。

ふるさとや応援したい自治体への寄付



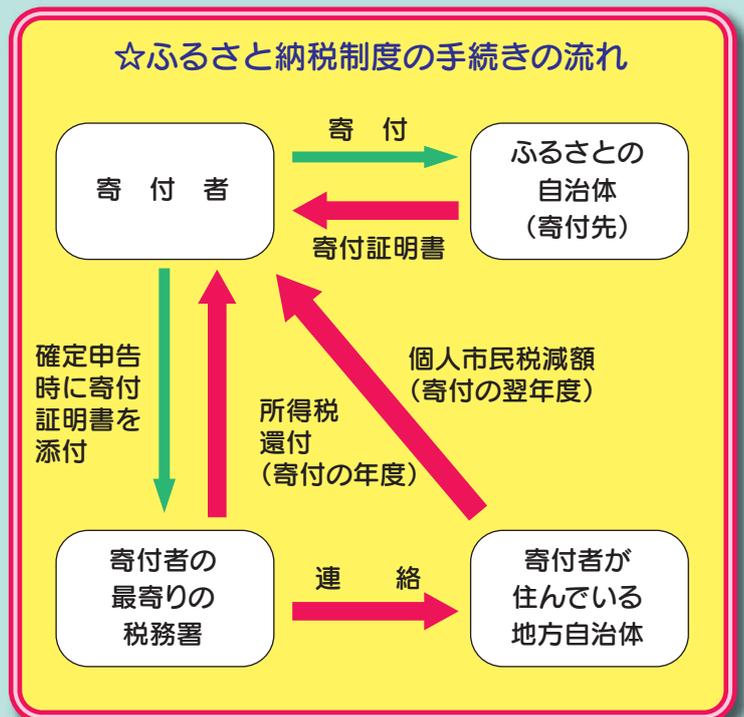
所得税と個人住民税から限度額まで全額控除

### ◆ふるさと仙北応援基金

皆様から寄せられた寄付は、寄付者から指定された使い道に沿って、有効に活用します。

- ①高齢者が安心して暮らすための事業  
高齢者の生活サポート、健康維持などにつながる事業に使用します。
- ②未来を担う子どもたちを育む事業  
子どもたちが健康で健全に成長するために必要な事業に使用します。
- ③ふるさとの自然と歴史・文化を守る事業  
自然保護、景観保全、文化財の維持などを行う事業に使用します。
- ④観光を軸とした交流のまちづくり事業  
観光に関連して、環境整備・交通確保・交流促進などに結びつく事業に使用します。
- ⑤その他(寄付者が希望するもの)

### ☆ふるさと納税制度の手続きの流れ



## ふるさと仙北応援基金に寄付をしていただくには

はじめに寄付の申込をお願いします。

寄付申込書に、寄付金の使い道の指定と必要事項を記入してお申込ください。

寄付申込書は、仙北市ホームページからダウンロードすることもできます。

そのほか、市役所窓口で直接申し込まれるか、電話、FAX、電子メール、郵便等でお名前、ご住所をお知らせくださいれば郵送いたします。

問合せ先 〒014-1298

秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地  
総務部 企画政策課 「ふるさと納税」担当

TEL 0187-43-1112

FAX 0187-43-1300

Eメール kikaku@city.semboku.akita.jp